

郡山市図書館における来館利用上のお願い

郡山市図書館では、「郡山市図書館条例施行規則」により、利用者に注意していただきたい事項などを定めております。これは、郡山市図書館が、全ての利用者に快適に利用していただくため、また、市民の文化的財産である当館所蔵資料を永く保存して将来の市民の利用に供するために、特にお願ひするものです。

利用者の皆様におかれましては、次に掲げる事項をお守りいただくようお願いいたします。

1 持込禁止品

館内に次の物を持ち込むことはできません。

- (1) 刃物類、動植物(盲導犬・補助犬を除く)、アルコール類
- (2) その他、資料の保全、館内の安全、良好な利用環境の維持等のため郡山市図書館が持込みを不相当と判断したもの

2 全般的禁止行為

館内においては、次の行為を禁止します。

- (1) 大声を出したり騒いだりすること
- (2) 不必要に大きな物音を立てること又は機器等の音を外部に発すること
- (3) 他の利用者や職員などに対して暴力・威嚇行為、つきまとい、痴漢行為や性的嫌がらせを行うこと
- (4) 携帯機器等を使用した通話を行うこと
- (5) 携帯機器等に附属する又は専用機器による録画・録音機能、カメラ機能、スキャナー機能等を使用すること
- (6) 指定された場所（3階飲食コーナー及び南テラス）以外の場所で飲食（ガムやアメ等を含みます。）すること。なお、蓋付き容器(ペットボトル・水筒など)の飲料に限り、館内で摂取できます。館内での飲酒は禁止します。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため当面の間飲食コーナー、テラス席は休止。)
- (7) 喫煙（無煙タバコ、電子タバコ等を含みます。）すること（敷地内・駐車場を含む）
- (8) 利用者出入口以外の出入口から出入りしようとする事
- (9) その他、資料の保全、館内の安全、良好な利用環境の維持等のため郡山市図書館が禁止する行為。

3 コインロッカー

館内には、コインリターン式のコインロッカーを設置しています。100円硬貨専用で、使用後に硬貨は戻ります。ロッカーの利用は、当日限り（開館時間の終了まで）とし、ロッカー内に残された物品は、遺失物として取り扱います。なおロッカーの鍵を紛失した場合は実費弁償となります。

4 利用カード

登録利用者カードの取扱いに関しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 利用カードを故意に紛失したり、曲げたり、汚したり、乱暴に扱ったりしないこと
- (2) 他の利用者との間で利用カードの貸し借りをしないこと

5 資料の利用

資料を利用する際には、次の事項を遵守してください。

- (1) 資料は大切に扱い、折り曲げる、無理に開く、投げる等の行為をしないこと
- (2) 資料を切り取る、破り取る、書き込む等の行為をしないこと
- (3) 資料を利用しながら飲食（ガムやアメ等を含みます。）しないこと
- (4) 資料を館外に持ち出したり、持ち出そうとしたりしないこと

6 施設及び備品類

郡山市図書館の施設や備品類を使用する場合、次の事項を遵守してください。

- (1) 端末その他の機器類を乱暴に扱わないこと
- (2) 閲覧机、椅子その他の備品類を汚したり、壊したりしないこと
- (3) トイレその他の館内の施設を壊したり、傷つけたりしないこと
- (4) 電源コンセントを使用しないこと（2階参考調査室及び3階学習室2を除く。
参考調査室の利用に際しては2階カウンター職員の許可が必要です。）
- (5) 備品類を持ち帰らないこと

7 職員等の指示等

資料及び施設の利用等に関し、職員及び業務受託者の従業員が職務上行う指示に従ってください。また、職員及び業務受託者の従業員の業務遂行の妨げとなる行為も禁止します。

8 利用中止・退館措置

郡山市図書館は、このために掲げる禁止行為を行い、又は遵守を求める事項に違反した利用者に対し、是正を求めてもなお是正されない場合には、郡山市図書館条例の規定に基づく資料の利用の中止又は停止を命じ、更に、退館を命じることができます。特に、第2項(3)第5項(2)若しくは第6項に違反した利用者に対しては、直ちに資料の利用の中止及び退館を命じます。

9 民事・刑事上の責任

郡山市図書館の資料、施設、備品類等を汚損し、損傷し、又は亡失した利用者には、法令等に基づく損害の賠償を求めます。

10 入館の制限

郡山市図書館は、このために掲げる禁止行為を行い、または遵守を求める事項に違反した利用者に対し、郡山市図書館条例の規定に基づき、入館を制限する場合があります。

郡山市中央図書館

令和2年10月1日改定